附　則

1　この省令は、平成二十七年十月一日から施行する。

2　地方法人税法施行規則（平成二十六年財務省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

別表四の表中

課税標準法人税額（法人税申告書別表十九「11」）	課税
準法人税額（法人税申告書別表十九「12」）	

に改める。

○文部科学省令第三十二号

文部科学省設置法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第二十一号）及び文部科学省設置法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成二十七年政令第三百二十八号）の施行に伴い、並びに関係法令の規定に基づき、及び関係法令を実施するため、文部科学省設置法の一部を改正する法律の施行に伴う文部科学省関係省令の整備等に関する省令を次のように定める。

平成二十七年九月三十日

文部科学大臣　下村　博文

文部科学省設置法の一部を改正する法律の施行に伴う文部科学省関係省令の整備等に関する省令

（文部科学省組織規則の一部改正）

第一条　文部科学省組織規則（平成十三年文部科学省令第一号）の一部を次のように改正する。

目次中「第八款　スポーツ・青少年局（第七十条―第七十六条）」を「第八款　国際統括官（第七十七条）

第九款　国際統括官（第七十七条）

第二章　外局

第一節　スポーツ庁（第七十三条―第七十八条）

第二節　文化庁

第一款　長官官房（第七十九条―第八十一条）

第二款　文化部（第八十二条―第八十四条）

第三款　文化財部（第八十五条―第八十七条）」

に、「第七十八条」を「第七十一条」に、「第七十九条・第八十条」を「第七十二条」に、「第二章　第一節　第二節　第三款　文化庁　長官官房（第八十一条―第八十六条）　文化部（第八十四条―第八十九条）」を「第二章　外局　スポーツ庁（第七十三条―第七十八条）　第一節　第二節　第一款　文化庁　長官官房（第七十九条―第八十一条）　第二款　文化部（第八十二条―第八十四条）　第三款　文化財部（第八十五条―第八十七条）」に、「第九十条」を「第八十八条」に、「第九十一条」を「第八十九条」に改める。

第五条第一項中「企画官」の下に「二人」を、「連絡調整官」の下に「一人」を、「情報開示官」の下に「一人」を、「個人情報保護専門官」の下に「一人」を加え、「それぞれ」を削る。

第八条第八項中「日本ユネスコ国内委員会」の下に「、スポーツ庁」を加える。

第十条第二項第三号中「こと（」の下に「スポーツ庁及び」を加える。

第十一条第二項第四号中「文化庁及び」を「スポーツ庁及び文化庁並びに」に改める。

第十五条第二項中「スポーツ・青少年局」を「スポーツ庁」に改める。

第十七条の見出し及び同条第一項中「民間教育事業振興室及び」を削り、「並びに」を「及び」に改め、同条第二項及び第三項を削り、同条第四項第一号中「他局及び」を「初等中等教育局及び高等教育局並びに」に改め、同項第二号中「高等教育局及びスポーツ・青少年局」を「スポーツ庁並びに初等中等教育局及び高等教育局」に改め、同項第三号中「スポーツ・青少年局」を「スポーツ庁」に改め、同項第四号及び第五号中「高等教育局及びスポーツ・青少年局」を「スポーツ庁並びに初等中等教育局及び高等教育局」に改め、同項を同条第二項とし、同条中第五項を第三項とし、第六項を第四項とする。

第十九条の見出し中「及び社会奉仕活動推進企画官」を削り、同条第一項中「及び社会奉仕活動推進企画官一人」を削り、同項第五号及び第六号中「スポーツ・青少年局」を「スポーツ庁」に改め、同条第四項を削り、同条の次に次の一条を加える。

（青少年体験活動推進専門官及び青少年有害環境対策専門官）

第十九条の二　青少年教育課に、青少年体験活動推進専門官及び青少年有害環境対策専門官それぞれ一人を置く。

2　青少年体験活動推進専門官は、青少年の体験活動の推進に関する専門的事項についての調査並びに専門的、技術的な指導及び助言に当たる。

3　青少年有害環境対策専門官は、青少年の心身に有害な影響を与える環境の改善に関する専門的事項についての調査、指導及び助言に当たる。

第二十二条第一項中「五十四人」を「五十六人」に改め、同条第六項中「生涯学習政策局及びスポーツ・青少年局」を「スポーツ庁及び生涯学習政策局」に改める。

第二十三条第二項第一号中「生涯学習政策局及びスポーツ・青少年局並びに」を「スポーツ庁並びに生涯学習政策局及び」に改め、同項第二号から第四号までの規定中「及びスポーツ・青少年局」を削り、同項第六号中「スポーツ・青少年局並びに」を削り、同項第七号中「及びスポーツ・青少年局」を削り、同条第四項中「事項（」の下に「スポーツ庁及び」を加える。

第二十四条第二項第二号中「こと（」の下に「スポーツ庁及び」を加える。

第二十五条第三項中「生涯学習政策局及びスポーツ・青少年局並びに児童生徒課、幼児教育課、特別支援教育課及び国際教育課」を「スポーツ庁並びに生涯学習政策局及び他課」に改め、同条第五項中「スポーツ・青少年局並びに」を削り、同条第九項中「生涯学習政策局及びスポーツ・青少年局並びに児童生徒課、特別支援教育課及び国際教育課」を「スポーツ庁並びに生涯学習政策局及び他課」に改める。

第二十六条第五項第四号中「スポーツ・青少年局」を「健康教育・食育課」に改める。

第二十八条第三項中「スポーツ・青少年局」を「スポーツ庁及び健康教育・食育課」に改める。

第三十二条を削り、第三十一条を第三十二条とし、第三十条の次に次の一条を加える。

（企画官、健康教育調査官、食育調査官、学校放射線対策専門官、学校保健対策専門官、安全教育調査官、防災教育専門官及び学校給食調査官）

第三十一条　健康教育・食育課に、企画官一人、健康教育調査官二人並びに食育調査官、学校放射線対策専門官、学校保健対策専門官、安全教育調査官、防災教育専門官及び学校給食調査官それぞれ一人を置く。

2　企画官は、命を受けて、健康教育・食育課の所掌事務に係る重要事項についての企画及び立案に参画する。

3　健康教育調査官は、命を受けて、文部科学省の所掌事務に係る健康教育に関する調査に当たる。

4　食育調査官は、学校における食育の推進に関する専門的事項についての調査、指導及び助言に当たる。

5　学校放射線対策専門官は、学校における被ばく放射線量の低減その他の放射線に係る対策に関する専門的事項についての企画及び立案並びに調査、指導及び助言に当たる。

6　学校保健対策専門官は、学校保健に関する専門的事項についての調査、指導及び助言（スポーツ庁の所掌に属するものを除く。）に当たる。

7　安全教育調査官は、学校における安全教育の充実、安全管理の徹底その他の学校安全の推進に関する調査、指導及び助言に当たる。

8　防災教育専門官は、学校における防災教育に関する専門的事項についての調査、指導及び助言に当たる。

9　学校給食調査官は、学校給食用物資の確保、学校給食の安全衛生の向上、学校給食指導の充実その他の学校給食の普及充実に関する調査、指導及び助言に当たる。

第三十三条第三項中「スポーツ・青少年局並びに児童生徒課、特別支援教育課及び国際教育課」を「他課」に改める。